



「やまじ」

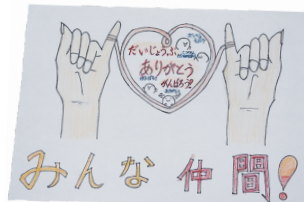


「ふう」

広がりを見せている インクルーシブ教育！ 両校にお話をお伺いしました！

▲令和3年4月に県立新居浜特別支援学校みしま分校が開校し、19名の児童生徒が新しい仲間になりました。開校までには、長い期間、多くの方にご尽力いただいたことをありがたく感じています。みしま分校の子どもたちは、新しい環境にも慣れ、毎日たくさんの笑顔を見せてくれています。三島小学校においては、これまで同様、インクルーシブ教育の理念「障がいの有無や困り感※の大小に関わらず、違いを認め合って助け合い、みんなで伸びていく教育」が大切であると捉え、「温かい人間関係づくり」と「楽しく分かる授業」を進めています。小学校と同じ敷地にある特別支援学校は、全国的にも少ないそうです。共生社会の実現に向け、両校の取り組みの成果を発信していきたいと思っています。

※「困り感」の用語は、学研の登録商標です



◀【児童の持つインクルーシブ教育のイメージ】
三島小学校の児童に自由課題としてイラスト作品を募集しました！温かい気持ちが、どの作品からも溢れています！

ニ 保護者の声 ニ



みしま分校 PTA 会長
河上 理衣 さん

分校が開校したことで、我が子に合った教育の場が地域にできました。我が子を見ていると、周りの人に優しく気を配れる子に成長していると感じます。地域の中で、いろいろな人と関わり合いながら成長してくれることを願っています。



三島小学校 PTA 会長
岡部 毅 さん

三島小学校とみしま分校の子どもたちの健やかな成長を地域ぐるみで応援していきたいと思っています。みしま分校のPTAのみなさんとも、球技大会や環境整備作業などのイベントを通して、交流を深めていきたいと思っています。



◀【就職準備フェア2021】
障がいのある求職者と企業の相互理解の向上を目指し、就労に向け、障がい者雇用の取り組み例の紹介や、障がいのある方が直接企業担当者から就労に必要なことを学んだりする場の提供をしています。今年は、会場だけでなく、オンラインによる面接体験を特別支援学校高等部が行いました。



◀【基幹相談支援センター】
障がい福祉サービスのことや、生活の中での困りごとなど、障がい種別や障がい者手帳の有無に関わらず、また支えているご家族や地域の方からのさまざまな相談を相談員がお受けして、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、ご希望や内容に応じて支援機関につなぎます。

【問い合わせ】

福祉や条例に関すること
子ども若者の発達に関すること
小・中学校に関すること

生活福祉課 28-6023 FAX 28-6172
発達支援課 28-6029 FAX 28-6030
学校教育課 28-6045 FAX 28-6060

お互いを認め合い、助け合い 共に歩んでいく

令和3年9月29日「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が施行されました。この条例は、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが、共生社会実現を目指すための第一歩であると捉え、市、市民及び事業者の責務を定め、これらの者が相互に連携し、または協力して障がいに対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら支え合い、学び、生き、共に安心して暮らせる愛ある社会の実現に資することを目的として制定されました。

本市には、「子ども若者発達支援センター（パレット）」や「愛媛県立新居浜特別支援学校みしま分校」などの機関があり、障がい児者の就学、進学、就労などにわたる切れ目のない支援を行っています。共生社会実現に向け、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、適切な配慮について学び、障がいを理由とした差別の解消に取り組むことが大切です。今回の特集では、施設代表者や保護者の声を交え、本市の支援の取り組みをご紹介します！

「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」の基本的な考え方や障がいに関するシンボルマークの紹介など、P34～36に関連記事があります。



▲パレットでは、子どもや若者が抱える悩みに耳を傾け、これからのことを一緒に考えていきます。相談内容により関係機関と連携したり紹介したりすることがあります。また、パレット内には、県の指定を受けた児童発達支援センターと放課後等デイサービスの事業所を併設しており、主に幼児期から学齢期のお子さんの療育を行っています。

▶平成29年4月に開設しましたパレットは、令和3年10月現在、44人の職員が配置され、子どもや若者の相談や療育などを行っています。また、こども課や教育委員会と一緒に、保育園、こども園、小・中学校に出向くなど、教育と福祉の連携により一貫した支援体制の充実に図っています。

本条例第9条第2号には、当センターと特別支援学校との連携による支援充実が明記されています。このことを契機に、お互いの機能を活用し、支援強化に努めていきます。



子ども若者発達支援センター長 田邊 真二